１．件名：美浜発電所３号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに関する関西電力株式会社からの文書の提出に関する面談

２．日時：令和３年５月１２日（水）１３：１５～１３：２５

３．場所：原子力規制庁８階会議卓

４．出席者：
原子力規制庁　原子力規制部原子力規制企画課　関口係長、加藤係員
関西電力株式会社　東京支社技術グループマネジャー

５．要旨：
○　事業者から、「美浜発電所３号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について」（資料１）に従って説明があった。
○　原子力規制庁から、当該特重施設等の使用前確認後の対応について質問したところ、４月 28 日に福井県知事の同意が得られているため、特重施設等の使用前確認を受けた後、原子炉を起動し発電を再開する旨、回答があった。
○　原子力規制庁から、事業者に対し、提出資料については、直近の原子力規制委員会に報告する旨伝えた。

６．配付資料
資料１　美浜発電所３号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

以上